

Hiroshima NOW

9

2024

やさしい日本語 No. 29

ひろしまし
広島市からのお知らせです:かかこうとうじゅうてんしえんきゅうふきん
価格高騰重点支援給付金を もらうことができます

ひろしま市民と市政 8月1日号 (P3)

電気やガス、食べるもののお金が高くなって 生活がくるしくなった世帯※を助けるため 住民税
を払わなくていい世帯（非課税の世帯）は 広島市役所からお金をもらうことができます。

このお金のことを 「給付金」といいます。

※世帯とは 同じ家で いっしょに生活をしている人の グループのことです。

「給付金」をもらうことができる世帯は 令和6年（2024年）6月3日に 広島市に住民票がある
つぎのAまたは Bの世帯です。

- A. 世帯にいるみんなが 令和6年度（2024年度）の 住民税※1の均等割※2を 払わなくていい
世帯
- B. 世帯にいるみんなが 令和6年度（2024年度）の 住民税の所得割※3を 払わなくていい世帯
（住民税の均等割だけ 払っている世帯）

※1 住民税とは 1月1日に 日本に住所があって はたらいっている人が 県や市、区などに払う
お金（税金）のことです。

※2 均等割とは 前の年に はたらいてもらったお金（所得）がある人みんなが 払うお金
（税金）のことです。

※3 所得割とは 前の年に はたらいてもらったお金（所得）で 払う金額が決まるお金（税金）
のことです。

👏 Aの給付金をもらった世帯は Bの給付金をもらうことはできません。

👏 つぎの世帯の人は 給付金を もらうことができません

- ・同じ世帯にいる人の中に 住民税を払っている人が いる世帯
- ・世帯にいるみんなが 住民税を払っている人から 扶養などを受けている世帯
- ・令和5年度（2023年度）に 広島市価格高騰重点支援給付金（7万円または10万円、こども
加算）を もらった世帯

※令和5年度（2023年度）に この給付金をもらっていない世帯でも 広島市役所から 給付金を
 もらうことができる世帯として 確認書などを送っている世帯も 令和6年度（2024年度）の給付
 金を もらうことができません。

👉 給付金をもらうことができる人は 条件に あたらないといけません。もっとくわしいことを知
 りたい人は 広島市役所のホームページを見てください。または 給付金事務センター（Tel. 082-
 569-4504）に 電話をしてください。

1. もらうことができるお金

ひとつの世帯につき 100,000円

2. 申しこみの しめきり

令和6年（2024年）10月31日（木曜日）までに 申請書を ポストに入れてください。

3. 手続きの方法

7月に 広島市役所が 給付金をもらうことができる世帯に てがみ（「確認書」）を送りました。
 この「確認書」に 書いてあることを よく読んで 申しこみをしてください。

★ 給付金をもらうことができる世帯だけど 広島市役所から「確認書」が とどいていない世帯の
 人は 給付金事務センターに 電話をしてください。給付金をもらうためには 申しこみをしなく
 てはいけません。

<なぜ 広島市役所から 「確認書」がとどきませんか？>

・令和6年（2024年）1月2日からあとに 広島市に引っ越しをしてきた人がいる世帯など、

広島市役所が 税の情報をもっていないとき

・税の申告をもう一度した後に 住民税の均等割または 住民税の所得割を 払わなくてよくな
 ったとき など

🍀 AとBの世帯で 子どもがいる世帯には 子どもも 給付金をもらうことができます。

どんな世帯が 子どもの給付金を もらうことができますか？

・令和6年（2024年）6月3日のときで 18歳から下の年れいの子ども※がいる世帯

※平成18年（2006年）4月2日からあとに 生まれた子ども

・令和6年（2024年）6月4日から 令和6年（2024年）10月31日までに 生まれた赤ちゃん

※あたらしく生まれた 赤ちゃんの給付金は 令和6年（2024年）10月31日（木曜日）までに
 申しこみをしてください。

いくら^{かね}お金を もらうことができますか？

子どもひとりにつき 50,000^{えん}円

申しこみをする^{ほうほう}方法など くわしいことは 「^{ひろしましかかくこうとうじゅうてんしえんきゅうふきんじむ}広島市価格高騰重点支援給付金事務センター」に聞いてください。

と 問い合わせ

- ^{ひろしましやくしょ}広島市役所のホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/384015.html> (^{にほんご}日本語)



- ^{ひろしましかかくこうとうじゅうてんしえんきゅうふきんじむ}広島市価格高騰重点支援給付金事務センター

Tel. 082-569-4504

あいている時間：午前9時から 午後5時15分

あいている日：月曜日から 金曜日

※土曜日、日曜日、祝日（日本の 休みの日）は 休みです。

★ ^{にほんご}日本語がわからなくて ^{こま}困ったことがあるときは、^{ひろしまし あきぐんがいこくじんそうだんまどぐち そうだん}広島市・安芸郡外国人相談窓口に相談してください。

^{ひろしまし あきぐんがいこくじんそうだんまどぐち}広島市・安芸郡外国人相談窓口

Tel. 082-241-5010

Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

相談できる日：月曜日から金曜日

相談できる時間：午前9時から 午後4時

休み：土曜日、日曜日、祝日（日本の 休みの日）、8月6日、12月29日から 1月3日まで

相談できる言葉：スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、フィリピン語

※フィリピン語は金曜日と第1・第3水曜日です。